

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定 例
令和4年6月14日

主 要 目 次

- 告示
漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 公告
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出の取下げ

告 白

示

千葉県告示第二百八十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和四年六月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 制限措置の内容

その一

1 漁業種類

手繰第一種漁業及び手繰第二種漁業(その二に規定する自家用えさびき網漁業を除く。)

2 船舶の総トン数

十トン未満

3 推進機関の馬力数

八十キロワット(二十五馬力)以下

(なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省令第百五十三号)による改正前の漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)附録第一(同附録の表の備考の規定を除く。)の規定により算出したものとする。以下同じ。)

4 漁業時期

周年

5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
富津市富津岬突端(北緯三十五度十八分四十六秒東経百三十九度四十七分五秒の点)、第一海堡中心点(北緯三十五度十八分五十四秒東経百三十九度四十六分八秒の点)、第二海堡中心点(北緯三十五度十八分四十三秒東経百三十九度四十四分三十一秒の点)、北緯三十五度十七分十六秒東経百三十九度四十四分十三秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端(北緯三十五度十五分二十三秒東経百三十九度四十四分四十五秒の点)を順次結んだ線から富津市萩生と同市金谷との境(通称ぼら口)と神奈川県横須賀市東浦賀明神埼突端とを結んだ線に至る間の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	二百十隻
富津市萩生と同市金谷との境(通称ぼら口)と神奈川県横須賀市東浦賀明神埼突端とを結んだ線から館山市洲埼灯	〃	九隻
〃	〃	二隻

3 操作区域、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	2 漁業種類 手練第三種漁業 漁業時期 周年	1 漁業種類 自家用えさびき網漁業(手練第二種漁業のうち、釣り又ははえ縄により行う漁業のための自家用餌料の採捕を目的とする漁業をいう。)	台と神奈川三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線に至る間の千葉県海面	富津市萩生と同市金谷との境(通称ぼら口)と神奈川県横須賀市東浦賀明神埼突端とを結んだ線から館山市洲崎灯台と神奈川三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線に至る間の千葉県海面	鴨川市入道ヶ崎正南の線からいすみ市太東崎灯台正東の線に至る間の千葉県海面	いすみ市八幡崎正東の線から銚子市地先に至る間の千葉県海面
			この項の操作区域の欄に掲げる操作区域に接する地域に住所を有する者	この項の操作区域の欄に掲げる操作区域に接する地域に住所を有する者	この項の操作区域の欄に掲げる操作区域に接する地域に住所を有する者	この項の操作区域の欄に掲げる操作区域に接する地域に住所を有する者
許可又は起			一雙	三十八隻	三十八隻	百三十四隻

4 推進機関の馬力数	3の表の二の項の操作区域の欄に掲げる操作区域において操作する船舶 八十キロワット(二十五馬力)以下	3の表の二の項の操作区域の欄に掲げる操作区域において操作する船舶 総トン数四トン未満の船舶にあつては三百三十キロワット(七十馬力)以下、 総トン数四トン以上六トン未満の船舶にあつては四百五十キロワット(九十馬力)以下、 総トン数六トン以上十トン以下の船舶にあつては五百四十キロワット(百二十馬力)以下。 ただし、動力漁船の性能の基準(昭和五十七年農林水産省告示第九十一号)第四項の規定による農林水産大臣の特別承認を受けている船舶については、この限りでない。	旭市飯岡灯台正南の線といすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点北一号)正東の線に囲まれた千葉県海面	旭市飯岡灯台正南の線といすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点北一号)正東の線に囲まれた千葉県海面	旭市飯岡灯台正南の線といすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点北一号)正東の線に囲まれた千葉県海面	旭市飯岡灯台正南の線といすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点北一号)正東の線に囲まれた千葉県海面
			この項の操作区域の欄に掲げる操作区域に接する地域に住所を有する者	この項の操作区域の欄に掲げる操作区域に接する地域に住所を有する者	この項の操作区域の欄に掲げる操作区域に接する地域に住所を有する者	この項の操作区域の欄に掲げる操作区域に接する地域に住所を有する者
二	十トン以下	二	十五トン未満	十五トン未満	十五トン未満	二百二十六隻

公告
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。